

第26回会議 **報告事項** **別紙**

西伯町・会見町合併協議会

平成16年5月17日

まちづくり委員会第2ステージ

第1小委員会 第1回協議結果概要（未定稿）

日時：平成16年4月28日（水）

19時30分～21時

場所：会見町総合福祉センター教養娯楽室

1 出席者

井上雅夫委員、加藤哲英委員、坂本延生委員、舟越縫子委員、小谷肇委員、垂水英俊委員、渡辺建郎委員

2 協議の概要

（1）座長・副座長選出

座長：渡辺建郎委員、副座長：垂水英俊委員

（2）町の慣行に関する事項

資料により、両町の慣行の現況を概観

意見交換の結果の概要

ア まず、町章、町の木・花、シンボルマーク及びマスコットキャラクターについて協議し、町民憲章、各種宣言については次回以降の協議事項とする。

イ この委員会で行うべき範囲は、公募から候補の選定までで、決定は新町の体制において行うべきではないか。

ウ 町章について

・公募により候補を募り、新町発足までに一定の候補の選定をした上で、合併協議会に提言することとしてはどうか。

なお、公募の概要は次のとおりとしてはどうか。

募集の時期は、候補選定の時期を考慮し、8月20日（金）までとする。

応募資格（居住地、年齢等）は特に設けない。

募集に当たっては、新町の固定的イメージを定めることはせず、各応募者が新町に抱くイメージを基に提案していただくこととする。

応募用紙は指定する。

色は単色とする。

広報は、合併協議会だよりによるほか、新聞社への情報提供などを行う。

・公募については、全体会には諮らないでも、特に異論は出ないと思われる

ので、協議会に提案するよう進めてもらえばいいのではないか。

エ シンボルマーク・マスコットキャラクターについて

- ・町章と同様に公募をしてはどうか。ただし、色の指定はしない。

オ 木・花について

- ・町内で木や花などに詳しい関係者に委ねる方向を探ってはどうか。

その他の提案

- ・10月1日に南部町が発足することを町の内外に広報することを目的とするマグネットやステッカーを作成して、両町の公用車などに貼付してはどうか。

次回の開催予定

日時：5月28日（金）19：00～

場所：会見町総合福祉センター生活相談室（事務局一任により手配）

第二ステージ 第二小委員会 記録（要約）

日時：平成16年4月28日（水）

午後7時（全体会議後から）～9時

場所：会見町総合福祉センター会議室

第2小委員会：合併以降の住民参画を対象とする小委員会

提案内容の決定、又は決定までの公募・準備などの協議を行う。

提言項目	内 容
町民への情報提供	町民への情報提供を行う体制・内容等を提言
新町総合計画策定	総合計画策定に関する住民参画の方法を提言
校区の検討	小・中学校の校区の再編
行政評価システム	行政評価の方法等を提言
地域情報化	高速通信網の整備・利用形態の提言

（出席委員）秦 皎、秦野俊美、柴田由香、種 治孝、渡辺節男、野口節子、
畠 昭久、守屋啓子
岩田 惇、遠藤典男、岡田昭博、梅原勝郎、坂田憲昭、 計13名

1. 自己紹介

2. 司会者（座長） 秦 皎 委員

3. 会 議

今回は、フリートークとし、終了時間は9時とする。

次回からは、各論について討議したい。

今回は、5月10日 午後7時～ 会場は事務局一任とする。

（発言内容を提言項目に分類した）

町民への情報提供

- ・住民の安全、防災面での寒波時等の気象情報が欲しい。

新町総合計画策定

- ・総合計画策定に参画したい。
- ・町民に分かる内容と事業に優先順位が必要。一歩ずつ進む内容であって欲しい。

校区の検討

- ・中学校区の校区割りは、本人の希望にしてはどうか。

行政評価システム

- ・ 行政事務のチェック体制のあり方や必須業務を細分化した全面見直しが必要。

地域情報化

- ・ 議会中継等が放映されるため期待できる。(町民への情報提供にも関連)

上記以外項目での発言

- ・ 住民参画のあり方として、新町での周辺部の声を聞く仕組みづくりを話したい。先日、会見町区長会で視察した京都府美山町の例では、職員と権限を旧村に戻し、小さい意見を行政に反映させている。こんなことを話したい。

また、会見町の行事等は全町で推進しているが、西伯町は地区単位で行われている。やり方に違いがあり心配がある。

- ・ 西伯町運動会の例では、競技大会ではなく親睦が目的であり、現在は地区ごとに部落別対抗で実施している。
- ・ 会見町の場合、知らない者同士の運動会では面白くない。2つに分ける意見もある。

- ・ 両町の生涯教育支援内容に違いがあるようだ。低下しない方向にしたい。

- ・ 学校教育での住民参画を考えてみたい。
- ・ 教育のあり方や全体的レベルアップのため、住民参画の提言が必要。
- ・ 単町の教委よりも広域設置の教委が妥当。
- ・ 説明者を招いて、教育の現状を聞いてみてはどうか。
- ・ PTA 会長などの教育現場を知っている人が良い。

- ・ 提言すべき議論と行政要望を分けて、まとめることが必要でないか。
- ・ 提言する柱を決めて進めるべきだ。

司会：本日の発言内容を項目毎にまとめて整理してから、次回に備えたい。

今後、月二回程度開催したい。

第2回会議は、5月10日(月)午後7時から開催します。

閉会

2004/04/28 19:26～ 第1回第3小委員会 概要

出席委員 7名/12名

生田 佐知子、市川 春樹、遠崎 泰睦、岡部 誠一郎、
鴨木 弘、雑賀 黎子、吉田 健一郎

座長 遠崎 泰睦

出席職員 西伯町・会見町合併協議会事務局 米原 稔晃

同 前田 智恵子

座長の選出について

市川委員の推薦により、遠崎委員が第3小委員会の座長に決定。

組織について

両町の組織など把握できない部分が多いので、行政でわかる範囲の組織の資料を次回会議までに提出。

- ・ 両町組織の統合、交流を検討する。
- ・ ボランティア団体への支援、位置づけを検討する。

イベントについて

両町のイベントなど把握できない部分が多いので、行政でわかる範囲のイベントの資料を次回会議までに提出。

- ・ 新規にイベントを計画するのではなく、既存のイベントを活用する。
- ・ 合併の記念として単発のイベントを企画する場合は、皆が参加できるウォークラリー等のイベントを考える。また、両町お互いに知らない部分、場所などを知ることができるようなものを。
- ・ 行政主体となっているイベントを住民が中心となって行える方法を考える。
- ・ 両町の同様のイベントの合同実施を検討する。
- ・ 現在行っている小さなイベントを統合して、大きなイベントにできないかを検討し、関係者以外にも参加の魅力を感じてもらえるものにしたい。
- ・ 健常者だけでなく、高齢者や障害者どんな人でも関係なく参加できるイベントを。現在、各学校、施設個々でおこなっているものを持ち寄って、合同でのイベント開催を。
- ・ 趣味で創作活動などを行っている方に発表の場を提供する。

提言について

- ・ 提言内容の実施についての決定は新しい町で。
- ・ 新しい町での議会で、蹴られるかもしれませんが、あくまで住民の意見として提言を行う。

次回開催は5月19日(水)午後7時30分から、西伯町役場 2階庁議室

第26回会議 参考資料 別紙

西伯町・会見町合併協議会

平成16年5月17日

新町町章候補募集要領

1 目的

東伯町・赤碕町の両町が平成16年9月1日に合併して誕生する琴浦町（以下「新町」という。）の町章について、広く一般から募集することにより、新町のイメージにふさわしい町章を制定することを目的とします。

2 募集する町章

募集する町章の要件は、次のとおりとします。

新町の名称「琴浦町（ことうらちょう）」及び新町の将来像である「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」にふさわしいこと。

町旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。

用紙の地色を含め4色以内とし、グラデーション（ぼかし、濃淡）は使用しないこと。

単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。

自作の未発表作品であること。

他の都道府県章、市町村章及び商標等と類似しないデザインであること。

3 募集方法

募集方法は公募とし、応募の資格、方法、期間などについては次のとおりとします。

(1) 応募資格

応募資格は問いません。

同一人による複数応募も可能とします。

(2) 応募方法

応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長に使用し、枠外に天地を明記してください。（応募用紙は、東伯西部合併協議会事務局及び両町の役場にあり。）

用紙1枚につき1作品とします。

応募に当たっては、「デザインの趣旨（100字以内）」、「住所（郵便番号も記入）」、「氏名（ふりがなも記入）」、「年齢」、「職業（学校名）」及び「電話番号」を用紙の余白か裏面に記入してください。

応募は、下記の応募先へ持参、郵送又は電子メールにより送付するものとします。

電子メールに画像を添付して応募される場合は、データ量は1MB以下、ファイル形式はjpg、gif、ppt、pdf、bmpのいずれかの形式としてください。

【応募先】東伯西部合併協議会事務局 〒689-2392 鳥取県東伯郡東伯町大字徳万591番地2
Eメールアドレス thkseibu@mx2.tcbnet.ne.jp（左のメニューの「ご意見」をクリックしてください。）

(3) 募集期間

平成16年3月1日（月）から平成16年4月30日（金）まで（持参又は電子メールの場合は締切当日午後5時到着分まで、郵送の場合は締切当日消印分までを有効とします。）

(4) 広報活動

新町の町章候補募集については、合併協議会だより、合併協議会ホームページ、ケーブルテレビ放送等で周知するとともに、両町住民の方には応募用紙を合併協議会だよりと併せて配布します。

4 選定方法

応募された作品は、合併協議会内に組織される「新町の町章候補選定委員会」において採用候補作品の選考を行い採用候補作品6点以内を決定し、合併協議会において採用作品を決定します。

5 表彰

(1) 応募された作品の中から次の賞を決定し、応募者に賞品を贈呈します。

最優秀賞（採用作品） 1点 賞金20万円と副賞として新町の旬の特産品を1年間送付
優秀賞（採用候補作品） 5点以内 賞金各2万円

(2) 応募者が高校生以下の場合は、賞金等の贈呈は保護者の方の立ち会いのもとに行います。

(3) 表彰決定後、類似デザインがあるなど募集する町章の要件に合致しないことが明らかになった場合は、表彰を取り消すことがあります。

6 入賞者の発表

合併協議会又は新町の広報紙及びホームページ等で発表するとともに、入賞者には直接連絡します。

7 著作権等

採用作品等に関する著作権等については、次のとおりとします。

採用作品に関する一切の権利は、東伯西部合併協議会及び新町に帰属するものとします。

応募作品は返却しません。

作品の採用に当たっては、若干の補正を加える場合があります。

採用作品の使用に当たっては、モノクロ（白黒）で使用する場合があります。

8 その他

この要領に定めるもののほか、新町の町章候補の選定に関して必要な事項については、「新町の町章候補選定委員会」において定めるものとします。

(新生)安来市市章デザイン募集要項

1. 趣 旨

この要項は、安来市・広瀬町・伯太町が平成16年10月1日に合併して誕生する(新生)安来市の象徴となる市章を公募により選定するため、必要な事項を定めたものです。

市章デザインの公募は住民のみなさんの合併に対する関心を喚起するとともに、新しいまちづくりの一環として住民参加で市章を作成することを目的としています。

2. 応募規定

(1) 内 容 (新生)安来市にふさわしい市章デザインを提案してください。

(2) 応募資格 応募の資格は問いません。また同一人の応募は何点でも可能とします。

(3) 応募期間 平成16年4月20日(火)から平成16年5月20日(木)

(4) 応募方法

応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とします。

「デザインの趣旨」、「郵便番号」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」及び「電話番号」を用紙に記載してください。

安来市・広瀬町・伯太町合併協議会事務局まで持参又は封書により郵送してください。

〒692-0404 能義郡広瀬町広瀬1944-1

安来市・広瀬町・伯太町合併協議会

0854-32-9166

(5) 応募上の注意

市旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。

用紙の地色を含め、4色以内であること。なお、グラデーション(色の濃淡を連続的に階調で表現すること)は不可とします。

他市章及び他商標等と類似しないものであること

単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。

自作の未発表作品に限ります。

3. 公 表

広報、ホームページで発表し、採用作品応募者に通知します。

4. 選定方法

(新生)安来市市章は、(新生)安来市市章選定委員会(以下、「委員会」という)において、応募された作品の中から候補5点程度を選考し、必要に応じて補正を加え、安来市・広瀬町・伯太町の住民を対象としたアンケート調査を実施した上で、委員会で選定し、安来市、広瀬町、伯太町で決定します。

5. 賞

採用作品及び候補作品応募者に、次の賞を贈ります。

最優秀賞（採用作品）	賞 金	30万円	1名
優秀賞（最終選考で選にもれた作品）	賞 金	1万円	4名程度

6. その他

その他、（新生）安来市市章の選定に関し、必要な事項については、安来市、広瀬町、伯太町が協議のうえ定めるものとします。

なお、著作権等の取扱いについては次のとおりとします。

採用作品に関する一切の権利は、安来市・広瀬町・伯太町及び（新生）安来市に帰属するものとします。

応募作品は返却しません。

採用作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合、およびモノクロで利用する場合があります。

財政計画の積算方針

第1 対象期間 平成16年度から平成26年度までの11か年度
：合併特例法第11条の規定により合併算定替えの対象となる期間

第2 歳入

1 地方税

現行税制を前提に、直近の両町の実績と人口推計を基準に算定した。

2 地方譲与税等

地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金について、現行税制を前提に、直近の傾向により各町が推計した額を合算した。

3 地方交付税

- ・普通交付税については、国の動向を踏まえ、経常経費分を10年間で15%減で見込んだ上で、合併特例に基づき、従前の2町が存続するものとして各町が積算した額を合算した。また、合併時における制度的加算額を加えた。
- ・特別交付税は、直近の傾向により各町が推計した額を合算した。
- ・合併特例債の償還額相当分は、個別の事業毎に積算した額を合算した。

4 負担金・使用料・手数料等

直近の傾向により各町が推計した額を合算した。

5 国・県支出金

高齢者福祉、児童福祉関係などの福祉関係分は、直近の実績と人口推計を基準に算定した。

道路建設などの建設関係分等は、個別の事業に係る補助金等を事業ごとに積算し合算した。

6 地方債

まちづくり計画に盛り込んだ主要事業を実施するに当たり、現在の制度を前提にして、事業ごとに適用可能な最も有利な制度に基づき必要な額を積算した。

7 諸収入等

給食費等の収入を、直近の傾向により各町が推計し合算した。

8 繰入金

各年度の決算推計に基づき、財政調整基金、減債基金等からの繰り入れを行う額を積算した。

第3 歳出

1 人件費

(1) 特別職、各種委員会委員等

合併に伴い削減される首長等の報酬額を算定し削減すると共に、報酬単価削減を見込んだ。

(2) 一般職

- ・総定員の目標を150名とし、一般事務職について4人退職1人補充で定員削減を図る。なお、保育士等は退職時に速やかに補充をする。
- ・平成16年度以降給与・時間外手当等の削減を見込んだ。

2 物件費・維持補修費

両町に重複している会議旅費等を整理し、直近の決算額から、実行可能な範囲の削減目標額を設定した。

3 扶助費

高齢者福祉・児童福祉に係る経費等を、直近の傾向により各町が推計し合算した。

4 補助費等

補助金等の効果測定等を行うことによる削減を見込んだ。

5 公債費

これまでの借入金の償還予定額に、主要事業実施に伴う額を合算した。

6 積立金

平成23年度以降に生じる歳入と歳出の差額を積立金としたものであるが、政策的経費として支出することも可能である。

7 普通建設事業費

まちづくり計画の中で実施を見込んだ各主要な事業の内容に応じて積算額を合算した。

8 その他繰出金等

国民健康保険事業や水道事業等特別会計への繰り出し金を、今後の事業の各町も含めて推計した。

平成19年度以降は料金の見直し等による繰り出し金の削減を見込んだ。